

最低賃金の大幅引上げと全国一律化、中小企業支援の拡充と

公正取引を求める意見書の提出を求める陳情

討論要旨 山下幹雄議員

私は、昨年同時期、同等の要旨となる陳情に対し、コロナ禍における労働条件の厳しさを勘案し、主に最低賃金の対象となる非正規労働者の視点から、情緒的にも賛同の対応をさせていただきました。

しかしながら、政府のコロナ政策は湯水のように金をばらまき、対症療法を続けた結果、中小零細の事業所はゼロ金利貸付けの償還に始まり、業績回復は見込めず、事業継承並びに返済の見込みが立たず、倒産、廃業に拍車がかかっている状況です。

そうした中、経済学で言うところの下限価格統制をもって全国一律最低賃金の大幅アップの要求は、さらなる悪循環を招くおそれがあります。

労働需要よりも高い水準に法律で賃金の下限を決めてしまった場合、需要、すなわち求人が減るのです。実際、最低賃金を高く設定しているヨーロッパ諸国では、伝統的に若者の失業が大きな社会問題になっています。

私も、零細事業の経験から、大型店やチェーン店との販売競争の中、大きな経営ウエートを占める人件費は、事業経営の判断に大きく影響します。そして、賃金上昇分を製品販売価格に転嫁できないことは往々にあります。そのことにより、雇用をためらい、事業の縮小を選択せざるを得ないケースを承知しております。

また、一定規模の企業においても、何とか人を雇わず経営しようと、今、デジタルトランスフォーメーションへの投資がさらに加速され、日本全体で求人が恒久的に減ってしまうという予測をする経営アドバイザーもいます。

そして、中小企業は、約421万企業のうち99.7%を占め、とりわけ小規模事業所は我が国全事業数の9割弱を、また雇用の約4分の1をそれぞれ占める現況において、全国一律下限統制は、多様な事業形態、地域性を含む労働環境の現場に即せず、雇いたいけれども雇えない、働きたいけれどもそこには働く場所がないという労使共存関係にも亀裂を入れるのではないかとこの視点を私は取り除くことができません。

以上をもって私の反対討論といたします。